

創業補助金

【募集要項】

砂川市 商工労働観光課 商工振興係

問い合わせ先 0125-74-8382

目次

1. 事業の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象事業	1
4. 補助対象期間	2
5. 事業のスキーム	2
6. 補助対象経費	3
7. 補助率等	4
8. 応募手続きの概要	4
9. 選考	6
10. 採択	7
11. 交付決定	7
12. 補助金の交付	7
13. 交付決定後の注意事項	7
14. 反社会的勢力との関係が判明した場合	8

1. 事業の目的

創業者に対して、その創業等に要する経費の一部を助成することで新たな需要や雇用の創出等を促すとともに、創業者の「強み」を明確にさせ、継続的な経営に向けた支援を行い、本市地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

本補助金の募集対象者は、以下の（１）～（５）の要件をすべて満たす者であることが必要です。なお、本補助金を受けたことがある者、申請したが不採択となった者は再度申請することができません。

- （１）年度当初時点で創業（個人開業又は会社設立）後 5 年未満の方。創業希望者は、創業後に申請が可能です。
※会社とは、会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を指しています。
- （２）産業競争力強化法に基づく認定特定創業支援事業の証明を受けた者であり、かつ、砂川市創業支援事業計画に基づく継続的な相談を通じて、市が創業に係る知識を習得したものと認定した者。
- （３）応募者が個人（※）の場合、砂川市内に居住している者で砂川市内において事務所又は店舗を有していること。
応募者が法人の場合、砂川市内に本社を置いている者
- （４）市税の滞納が無い者
- （５）応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とします。

3. 補助対象事業

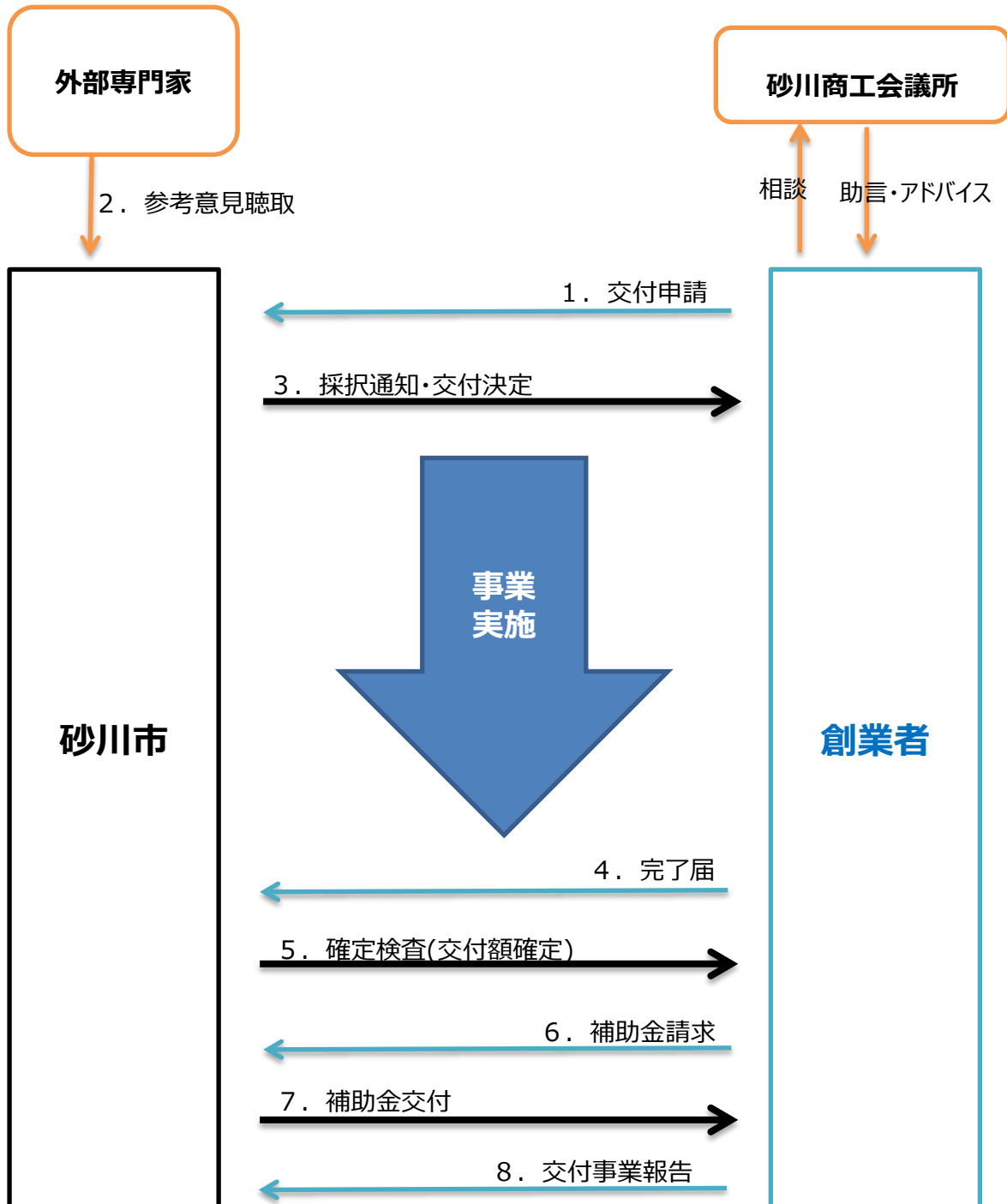
本補助金の対象となる事業（以下、「補助事業」という）は、以下の（１）～（３）の要件をすべて満たす事業であることが必要です。

- （１）持続的な経営に向けた経営計画に基づく、事業者の販路開拓に資する取組や売上拡大の取組
- （２）砂川商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であり、砂川商工会議所による事業計画の策定から実行までの支援を受けることについて、確認書への記入・押印により確認されること。
- （３）以下のいずれにも合致しないこと。
 - ①公序良俗に問題のある事業
 - ②公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業など）
 - ③国（独立行政法人）や道や他の補助金、助成金を活用する事業

4. 補助対象期間

本補助事業期間は、交付決定日から最長でその交付決定に属する当該年度2月末日までとします。

5. 事業のスキーム



6. 補助対象経費

(1) 旅費

事業遂行に必要な情報収集や各種調査を行うため、および販路拡大（展示会や物産展等の会場との往復を含む。）等のための旅費（国内のみ。事業者本人及び従業員。専門家に対するものも含む。）

（注1）最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費により計算します。

（注2）自家用車での移動の場合は、1キロメートルあたり車賃30円を乗じた額とします。ただし、1キロメートル未満の場合は、これを切り捨てます。

（注3）宿泊料は以下の表に基づく金額（税込）を上限とした実費により、日当は認めないものとします。

道内	道外
10,400円	12,200円

（注4）出張報告の作成等により、必要性が確認できるものが補助対象となります。

（注5）対象とならない経費は、次のとおりとします。

・タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料、レンタカー代等、公共交通機関以外のもの利用による旅費（グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金も補助対象外とします。）

・駐車場代、食事付き・温泉入浴付き宿泊プランにおける食事料金・入浴料相当分

(2) 印刷製本費

事業の遂行に必要な、パンフレット・ポスター等を作成するための経費

（注1）チラシ等配布物の購入については、実際に配布もしくは使用した数量分のみが補助対象経費となります。

(3) 広告宣伝費

事業の遂行に必要な広報媒体等を活用するために支払われる経費

（注1）販路開拓に資する、ホームページやネットショップ開設、ネット広告、ダイレクトメール送付、折込チラシ、看板、雑誌掲載等が対象となります。

（注2）補助事業期間中の広報活動に係る経費のみが補助対象にできます。（補助事業期間中に経費支出をしても、実際に広報がなされる（情報が伝達され消費者に認知される）のが補助事業期間終了後となる場合は補助対象となりません。）

(3) デザイン費

商品の包装パッケージや自社のロゴマーク等、第三者に外注するための経費

(4) 原材料費

新商品開発に必要な試作に係る原材料等の購入に要する経費

(注1) 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時までには使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品に係る経費については補助対象となりません。

(注2) 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にする必要があります。

(注3) 主として販売のための原材料仕入れ・商品仕入れとみなされるものは、補助対象としません。

(5) 試作・実験費

補助事業の遂行に必要な試作品等の設計、製造・改良・加工・実験・分析を行うために支払われる経費

7. 補助率等

創業補助金に係る補助率等は以下のとおりです。

また、補助金の交付は事業完了後となりますので、補助事業期間中は必要な資金を自己調達する必要があります。

補助率等	補助対象経費の 100 分の 70
補助上限	30 万円

8. 応募手続きの概要

(1) 募集期間

事業開始の 1 ヶ月前までの申請が必要です。

(2) 提出先（問合せ先）等

〒073-0195
砂川市西 7 条北 2 丁目 1 番 1 号
砂川市 経済部 商工労働観光課 商工振興係
TEL.0125-74-8382

【提出必要書類】

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書（別紙）
- ③ 経費明細・見積書
- ④ 個人で応募する場合は住民票、法人で申請する場合は当該法人の履歴事項全部証明書
- ⑤ 納税確認書
- ⑥ 認定特定創業支援事業の証明書
- ⑦ 直近 2 期分の決算書(既に事業を営んでいる場合)

9. 選考

選考は、資格要件等及び事業内容等の審査により行います。審査の手順は以下のとおりです。

①資格審査（すべての方）

主に、「2. 補助対象者」に適合しているか審査します。

②書面及びヒアリング審査（資格審査を通過した方）

事務局と外部専門家の意見を参考に、事業計画書等の提出された書類のほか、ヒアリング内容に基づき審査します。

上記①②の後に採択者の決定を行います。審査結果については、採択の可否を書面で通知します。

○主な着眼点は、以下のとおりです。

1. 事業の独創性

自身のこれまでの経験に基づき培った技術やノウハウ、アイデアに基づき、ターゲットとする顧客や市場にとって新たな価値を生み出す商品、サービス、又はそれらの提供方法を有する事業を自ら編み出していること。

2. 事業の実現可能性

商品・サービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスがより明確になっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

3. 事業の収益性

ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、妥当性と信頼性があること。

4. 事業の継続性（情熱の継続力、計画性）

創業の動機が明確で、予定していた販売先が確保できない等計画通りに進まない場合も事業が継続されるよう対応が考えられていること。

事業実施内容と実施スケジュールが明確になっていること。また、売上・利益計画の妥当性・信頼性があること。

10. 採択

審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、予めご承知おきください。

11. 交付決定

採択の通知後、採択された方から補助金の交付に係る必要な手続きを行って頂きます。

12. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了後、1 ヶ月以内に完了届を提出して頂き、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を当課にて確定した後、精算払いとなります。

※補助金は、経理上交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税又は所得税の課税対象となります。

13. 交付決定後の注意事項

（1）補助事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を廃止しようとする場合等には、事前に市の承認を受けなければなりません。

（2）アンケート

補助事業完了後、3年間、当該事業についてのアンケートを当課にて報告して頂きます。

（3）補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の5年間、管理・保存しなければなりません。

1 4. 反社会的勢力との関係が判明した場合

提出頂く事業計画書中に反社会的勢力との関係が無いことを誓約頂きます。

(1) 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等
6. 社会運動等標ぼうゴロ
7. 特殊知能暴力集団等
8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。

(ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

(ニ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(ホ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 応募者（中小企業者の場合は、代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後、交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。

(3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合には、(2)と同様の取扱いとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて砂川市の信用を毀損し、または砂川市の業務を妨害する行為
- ⑤ その他の前各号に準ずる行為